

意見書

平成22年8月30日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 810-0001

住所 ふくおかしちゅうおうくてんじん
福岡市中央区天神1丁目12番20号

氏名 きゅうしゅうつうしん かぶしきかいしゃ
九州通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 あきよし ひろゆき
秋吉 廣行

電話番号

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡者：

（電話番号）

（メールアドレス）

章		具体的内容
第1章 平成23年度以降 の接続料算定方式	1. 改良モデルの評価 2. 現行の接続料算定方式の 評価と平成23年度以降の 接続料算定方式の扱い	○より実態に即した改良モデルを 23 年度以降の 接続料算定に採用することに賛成します。
第2章 NTSコストの扱い	2. 平成23年度以降の接続 料算定におけるNTSコスト の扱い	○き線点 RT～GC 間伝送路コストの扱いについ ては、他の NTS コストと同様に、接続料原価から除 外し、基本料の中で回収すべきと考えます。 ○仮に、答申(案)の通り、当分の間の措置として、 接続料原価にその 100%を算入するのであれば、 現在が進められているユニバーサルサービス制 度の見直し結果を踏まえて、速やかに再検討を 実施すべきと考えます。
第3章 接続料算定に用 いる入力値の扱い	2. 平成23年度以降の接続料 算定に用いる入力値の扱い	○入力値の取り扱いといった基本的なルールは、 制度の安定性の観点から、頻繁に変更すべきも のではないと考えており、接続料算定に用いる 入力値について、「現行どおりとすることが適当」 とする答申(案)の考え方に賛成します。
第4章 接続料における 東西格差	2. 平成23年度以降の接続 料における東西格差の扱い	○東西別接続料の設定による公正競争上の影響 や料金の地域格差等の観点から、「東西均一接 続料を採用することが適当」とする答申(案)の考 え方に賛成します。
第5章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間		○「NTT 東西より発表予定の概括的展望」や「光 の道」構想の実現に向けた取組などにより、今後 の電気通信事業を取り巻く環境は急激に変化す ると予想されることから、「2 年間とすることが適 当」とする答申(案)の考え方に賛成します。
第6章 次期見直しに向 けた課題	1. 接続料算定方式の見直し に向けた検討	○「光の道」構想の具体化の進展や概括的展望 の公表等により、PSTN を取り巻く環境の方向性 がある程度明確になった場合には、接続料算定 の在り方について改めて検討することが適当」と する答申(案)の考え方に賛成します。
	2. その他	○NTT 東西より公表予定の概括的展望につい ては、メタルケーブルの撤去計画も含めた IP 網へ の移行計画について、必要な情報を早期かつ積 極的に開示されることを要望します。

意見書

平成22年8月30日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

章	具体的内容	
序章 沿革と環境変化	1. これまでの経緯	<p>電気通信市場においては、答申案でも言及されているとおり、固定電話の契約者数が平成21年度末には前年度比約8%減の約4,334万加入と減少する一方で、IP電話の契約者数は、前年度比約13%増の約2,283万件と顕著な伸びを示しています。このようなPSTNからIP網への急速なマイグレーションの進行によって、PSTNのトラフィックは減少を続けており、平成22年度のPSTN接続料はGC接続、IC接続共に前年度に比べて大幅に上昇しています。</p> <p>このように市場環境が変化していることを踏まえ、今回、平成23年度以降のPSTNの接続料算定のあり方について、LRICモデルに代わる新たな算定方式の採用の是非も含めて幅広く検討が行われたことは大変有意義であったと考えます。検討にあたっては、弊社も、PSTNからIP電話への円滑なマイグレーションを促進することにより電話サービス全体のコスト低廉化を図る新たな算定方式を提案したところです。</p> <p>検討の結果としては、「算定方式の見直しを行うには十分な検討時間を要する」との理由から、平成23年度から24年度の2年間は改良モデルを採用するとの答申案となっておりますが、PSTNを取り巻く環境の変化は急速に進んでおり、今後も接続料の上昇傾向に拍車がかかることが想定されることから、この2年の間にも競争環境は大きく後退し、ユーザー利便が損われかねない危機的状況にあります。</p> <p>このことに鑑みれば、改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえて、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきです。</p>
第1章 平成23年度以降の接続料算定方式	1. 改良モデルの評価	<p>LRICモデルは接続料算定の透明性を担保する方式として有効であり、改良モデル自体は、これまで述べたとおり、環境変化を可能な限り反映したものであると考えます。</p> <p>ただし、今回LRIC費用と実際費用について費用科目別の比較を行うことが可能となり、両者の比較を通じてモデルの更なる改修の必要性が示されたことは重要です。</p> <p>答申案で示されたとおり、両者は算定方式に異なる点があり、実際費用の方が低い値であることのみをもって、直ちにモデルの有用性が否定されるものではありません。しかしながら、その時点での最新の技術を使って最も効率的にネットワークを作った場合のコストを想定</p>

		<p>して算定するというLRICモデルの趣旨からすれば、本来はLRIC費用が最も低い値となるのが自然ですが、PSTNの需要の減退期にある平成15年度以降、LRIC費用より実際費用の方が低い値となる状態が続いています。</p> <p>従って、答申案のとおり、今後もLRIC費用と実際費用の比較を行い、改良モデルについては継続的に分析を行って改修を進めることは当然必要ですが、そもそも市場環境の変化を鑑みれば、第1章－2の弊社意見の通り、算定方式について抜本的な見直しを行うべきです。</p>
	<p>2. 現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱い</p>	<p>今回の検討にあたって弊社が提案した、一定期間後のPSTNとIP電話の需要の比率をあらかじめ定め、電話サービスコストを一体として把握して接続料算定を行う方式については、「現時点ではPSTNとIP電話を取り巻く今後の環境変化を踏まえた上での将来需要を正確に見通すことは可能とは言い難い」との理由で、採用の検討が見送られました。</p> <p>しかしながら、前述のとおり、PSTNからIPへと需要の移行は急速に進んでおり、改良モデルを適用することが適当とされた平成23年からの2年間の間にも、競争環境が大きく後退し、ユーザー利便が損われるおそれがあります。</p> <p>「光の道」の過渡期においては、メタルから光へのアクセス網のマイグレーションが進んでいくものと認識していますが、コア網のIP化についてはアクセス網とは関係なく推進することが可能です。従って、NTTが今秋に公表するとしている概括的展望を待つまでもなく、競争環境確保のために、移行先となるコア網のオープン化とマイグレーションに伴う課題の解決を図ることを前提に、IP化への効率的なマイグレーションのタイムスケジュールについて、関係者間で認識の共有を図って設定することは可能です。従って、PSTNの接続料算定方式の見直しについて、弊社が提案した新たな算定方式の適用の是非を含めて早急に検討を開始すべきです。</p> <p>なお、別途総務省において議論が進められている「光の道」構想や、NTTの概括的展望についても、間もなく具体的な方向性が示されるものと期待されますが、これらも検討の材料として当然に参照すべきと考えます。</p>
<p>第2章 NTSコストの扱い</p>	<p>1. 経緯と現状 2. 平成23年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い</p>	<p>-</p> <p>NTSコストについては、答申案でも示されている通り、基本料で回収することが原則ですが、き線点RT-GC間伝送路コストのPSTN接続料への再算入については、ユニバーサルサービス制度における利用者負担を軽減する観点から当面の間の措置として行われているもの</p>

		<p>であり、現時点において、この措置を継続することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>しかしながら、答申案でも示されたとおり、総務省においてユニバーサルサービス制度について見直しの議論が開始されているところであり、社会的コンセンサスに配慮することを前提に、NTSコストの扱いについても原則に沿うよう、検討すべきです。</p>
第3章 接続料算定に用いる入力値の扱い	1. 経緯と現状	-
	2. 平成23年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い	<p>接続料算定に用いる通信量は、接続料の予見性を確保する観点から、実際に把握可能な過去実績を用いることが基本です。</p> <p>平成23年度以降の接続料算定において改良モデルを適用する限りは、一部予測値を使う現行の手法を継続することについて一定の合理性があると考えられますが、今後、弊社提案のようにPSTNからIP電話への需要の移行を踏まえて算定方式を見直すにあたっては、入力値の扱いについてもこれにあわせて再検討する必要があります。</p>
第4章 接続料における東西格差	1. 経緯と現状	-
	2. 平成23年度以降の接続料における東西格差の扱い	<p>答申案においては、試算の結果、NTT東・西間の接続料格差に与える影響がほとんど見受けられないことを理由に、これまでと同様に東西均一接続料を採用することが適当とされています。</p> <p>しかしながら、本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきであり、仮にNTT東・西間の格差がわずかなものであったとしても、会社別の接続料を設定すべきです。</p> <p>従って、事業者ヒアリングにおいても指摘したとおり、IP電話へのマイグレーションを踏まえた新たな接続料算定方式の検討にあわせ、社会的コンセンサスにも配慮しながら、東西別接続料の導入について検討すべきと考えます。</p>
第5章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間		<p>答申案においては、「平成23年度から平成24年度までの2年間、改良モデルを適用することが適当」であり、「適用期間内に現行の算定方式の前提が大きく変化することが明確になった場合に、(略)、算定方式の見直しに向けた検討を行うことが適当」と取りまとめられましたが、前述のとおり、PSTNを取り巻く環境は現状においても急速に変化しており、このまま2年間改良モデルを適用してPSTN接続料の算定を行った場合、接続料水準の上昇を招き、利用者利便が大きく損われることが懸念されます。</p> <p>改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえて、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきです。</p>

<p>第6章 次期見直しに向けた課題</p>	<p>1. 接続料算定方式の見直しに向けた検討</p>	<p>現行のLRICモデルに代わる新たな算定方式の検討について、答申案では「今後のPSTNを取り巻く環境の変化を踏まえ、(略)、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある」との考えが示されましたが、検討に時間がかかることを踏まえれば、なおさら早期に、新たな算定方式の検討に着手する必要があります。</p> <p>なお、「今後、「光の道」構想の具体化の進展や概括的展望の公表等により、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、環境の変化等を適切に見極めた上で速やかに、PSTNにかかる接続料算定の在り方について改めて検討することが適当」とされていますが、現にPSTNからIPへと需要が急速に進んでいることを踏まえれば、前述のとおり、PSTNからIP電話へのマイグレーションの動向を見越した将来需要について関係者間で認識の共有を図り、ユーザー利便のため、速やかにPSTNの接続料算定方式の見直しについて検討を開始すべきです。また、新たな算定方式の適用については、改良モデル適用期間後である必要はなく、適宜行っていくべきです。</p>
	<p>2. その他</p>	<p>答申案で指摘されているとおり、PSTNからIP網へのマイグレーションの進展と同時にドライカッパや専用線等のレガシー系サービス全体についても、需要の減少等により、今後接続料が上昇していくことが懸念されます。</p> <p>これまでも競争事業者はコスト削減努力を図ってきていますが、これ以上接続料が上昇した場合、ユーザー料金の値上げやサービス提供からの撤退を余儀なくされる可能性があります。</p> <p>そのため、NTT東・西は、国民利益の最大化のために、一層のコスト削減効果に努め、接続事業者の意見も着実に取り入れながらオープンに議論を進め、PSTNのみならずレガシー系サービス全体について接続料算定のあり方を見直しを早期に進めるべきです。</p>

以上

意見書

東経企営第10-81号
平成22年8月30日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちようめ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 えべ 江部 つとむ 努

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情審通第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

「長期増分費用方式に基づく接続料の
平成23年度以降の算定の在り方について」の答申（案）
に対する意見提出について

平成22年8月30日
東日本電信電話株式会社

2. 現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱い

ア. 現行の接続料算定方式について 及び ウ.平成23年度以降の接続料算定方式の扱いについて

答申（案）においては、平成23年度以降の算定方式として改良モデルを適用することが適当であるとされております。

しかしながら、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、固定電話サービスにおいては、既に高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にないとともに、市場規模の縮小によりスケールメリットが効かない状況となっており、事業法第33条第5項で規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新しく構成する」といった長期増分費用方式の前提は、既に現実の事業環境にそぐわないものとなっております。

更に、長期増分費用モデルは需要の減少に対して即応できる設備構成に瞬時に置き換える前提となっているため、需要減に比例してコスト縮減が図れるのに対し、実際には需要減に応じて、例えば交換機の台数を減らしてコストを削減することはできず、NTT東西が可能な限り効率化の努力をしたとしても、長期増分費用モデルが現行の仕組みとなっている限りは必要となるコストの回収ができなくなるため、固定電話網の安定的な設備提供に支障をきたすことが懸念されます。

従って、長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用方式（実績原価）に見直す必要があると考えます。

イ. 提案された新たな算定方式 について

今回、他事業者から提案されたPSTNとIP網を合算して算定する新たな方式については、答申（案）において、これらの提案等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、環境の変化を考慮しつつ、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えられる、とされております。

しかしながら、IP網は他事業者との競争下で構築され、現に熾烈なサービス競争を展開していることから、ボトルネック性はなくPSTNと同じ規制の枠組みの中で検討されるべきものではないと考えます。

仮にこうした点を捨象し、IP網との合算により接続料を算定することを検討する場合、実際の接続に要したコストを回収する仕組みである実際費用方式（実績原価）を適用することを前提に算定することは可能性としてあり得るものと考えます。

ただし、検討にあたっては、加入電話とIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえて、算定対象とする設備やコストの範囲等について慎重に検討していく必要があると考えます。

<p>第2章 NTSコストの扱い</p>	<p>2. 平成23年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い</p>	<p>NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、平成19年度に、利用者料金（ユニバーサルサービス料）の抑制を図る観点からユニバーサルサービス基金制度を見直したことに伴い、接続料の原価に算入するとしたものであり、今後、ユニバーサル基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ないものと考えており、答申（案）において、当該コストを引き続き接続料の原価に算入することとしたことに賛同いたします。</p>
<p>第3章 接続料に用いる入力値の扱い</p>	<p>2. 平成23年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い</p>	<p>ア. 接続料算定に用いる通信量の扱い について</p> <p>答申（案）においては、予測通信量の信頼性の観点から、引き続き、前年度下期と当該年度上期を通年化した通信量（8か月先予測）を採用することが適当とされておりますが、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、接続料金については、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するものであり、接続料の算定に用いる通信量についても、以下の理由から、適用年度を予測した通信量（14か月先予測）を用いることが適当と考えます。</p> <p>① 過去の実績を検証してみると、適用年度を予測した通信量（14か月先予測）が、適用年度の実績通信量との乖離が最も小さいこと。</p> <p>② 将来原価方式等、長期増分費用方式以外の接続料算定においては、適用年度の予測通信量が用いられていること。</p>
<p>第4章 接続料における東西格差</p>	<p>2. 平成23年度以降の接続料における東西格差の扱い</p>	<p>従来、固定電話の市内通話については、ユニバーサルサービスとして位置づけられ、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、並びに、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところです。</p> <p>今回の答申（案）においては、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一料金を採用することが適当であるとされておりますが、これは、利用者料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請等に大きな環境の変化があるとは認められないことから、これまでと同様、東西均一接続料を採用することとしたものと認識しております。</p>

第5章
改良モデルを用いた算定方式の適用期間

今回、答申（案）で、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を、モデルを取り巻く環境変化についてもかんがみ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当とされているところです。

当社としては、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、実際費用方式（実績原価）を適用すべきと考えますが、仮に長期増分費用モデルを適用とした場合の改良モデルの適用期間については、

- ・ 事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、算定方法の頻繁な変更は好ましくないこと
- ・ 今回のモデルに代わる新たなモデルを構築する場合には、相当の期間・稼動を要すること

から、従来どおり、複数年度の適用が適当と考えます。

また、適用期間内にユニバーサルサービス基金制度の見直し等により長期増分費用モデルの適用方法を見直す必要が生じた場合には、前回モデルにおける答申『適用期間は平成22年度までの3年間とすることが適当。ただし、適用期間内に新モデルが機能しなくなるおそれが明確な状況になった場合は、平成22年度を待たずに、接続料算定の在り方について検討を開始し、速やかに所要の制度整備を図ることが適当』と同様とすることで、適宜対応は可能となると考えます。

意見書

西企営第75号
平成22年8月30日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 540-8511

住所 (ふりがな) おおさか ふう おおさか しちゆうおうく ばん ぼちょう
大阪府大阪市中央区馬場町3-15

氏名 (ふりがな) にしにっぽんでんしんでん わ かぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情審通第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

「長期増分費用方式に基づく接続料の
平成23年度以降の算定の在り方について」の答申（案）
に対する意見提出について

平成22年8月30日
西日本電信電話株式会社

2. 現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱い

ア. 現行の接続料算定方式について 及び ウ.平成23年度以降の接続料算定方式の扱いについて

答申（案）においては、平成23年度以降の算定方式として改良モデルを適用することが適当であるとされております。

しかしながら、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、固定電話サービスにおいては、既に高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にないとともに、市場規模の縮小によりスケールメリットが効かない状況となっており、事業法第33条第5項で規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新しく構成する」といった長期増分費用方式の前提は、既に現実の事業環境にそぐわないものとなっております。

更に、長期増分費用モデルは需要の減少に対して即応できる設備構成に瞬時に置き換える前提となっているため、需要減に比例してコスト縮減が図れるのに対し、実際には需要減に応じて、例えば交換機の台数を減らしてコストを削減することはできず、NTT東西が可能な限り効率化の努力をしたとしても、長期増分費用モデルが現行の仕組みとなっている限りは必要となるコストの回収ができなくなるため、固定電話網の安定的な設備提供に支障をきたすことが懸念されます。

従って、長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用方式（実績原価）に見直す必要があると考えます。

イ. 提案された新たな算定方式 について

今回、他事業者から提案されたPSTNとIP網を合算して算定する新たな方式については、答申（案）において、これらの提案等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、環境の変化を考慮しつつ、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えられる、とされております。

しかしながら、IP網は他事業者との競争下で構築され、現に熾烈なサービス競争を展開していることから、ボトルネック性はなくPSTNと同じ規制の枠組みの中で検討されるべきものではないと考えます。

仮にこうした点を捨象し、IP網との合算により接続料を算定することを検討する場合、実際の接続に要したコストを回収する仕組みである実際費用方式（実績原価）を適用することを前提に算定することは可能性としてあり得るものと考えます。

ただし、検討にあたっては、加入電話とIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえて、算定対象とする設備やコストの範囲等について慎重に検討していく必要があると考えます。

<p>第2章 NTSコストの扱い</p>	<p>2. 平成23年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い</p>	<p>NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、平成19年度に、利用者料金（ユニバーサルサービス料）の抑制を図る観点からユニバーサルサービス基金制度を見直したことに伴い、接続料の原価に算入するとしたものであり、今後、ユニバーサル基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ないものと考えており、答申（案）において、当該コストを引き続き接続料の原価に算入することとしたことに賛同いたします。</p>
<p>第3章 接続料に用いる入力値の扱い</p>	<p>2. 平成23年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い</p>	<p>ア. 接続料算定に用いる通信量の扱い について</p> <p>答申（案）においては、予測通信量の信頼性の観点から、引き続き、前年度下期と当該年度上期を通年化した通信量（8か月先予測）を採用することが適当とされておりますが、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、接続料金については、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するものであり、接続料の算定に用いる通信量についても、以下の理由から、適用年度を予測した通信量（14か月先予測）を用いることが適当と考えます。</p> <p>① 過去の実績を検証してみると、適用年度を予測した通信量（14か月先予測）が、適用年度の実績通信量との乖離が最も小さいこと。</p> <p>② 将来原価方式等、長期増分費用方式以外の接続料算定においては、適用年度の予測通信量が用いられていること。</p>
<p>第4章 接続料における東西格差</p>	<p>2. 平成23年度以降の接続料における東西格差の扱い</p>	<p>従来、固定電話の市内通話については、ユニバーサルサービスとして位置づけられ、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、並びに、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところです。</p> <p>今回の答申（案）においては、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一料金を採用することが適当であるとされておりますが、これは、利用者料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請等に大きな環境の変化があるとは認められないことから、これまでと同様、東西均一接続料を採用することとしたものと認識しております。</p> <p>なお、東西均一接続料を継続する場合には、西日本エリアにおける接続料コストの回収が可能となるよう、現行の東西交付金制度の継続、又はこれと同等の仕組みの導入が前提であると考えます。</p>

第5章
改良モデルを用いた算定方式の適用期間

今回、答申（案）で、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を、モデルを取り巻く環境変化についてもかんがみ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当とされているところです。

当社としては、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、実際費用方式（実績原価）を適用すべきと考えますが、仮に長期増分費用モデルを適用するとした場合の改良モデルの適用期間については、

- ・ 事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、算定方法の頻繁な変更は好ましくないこと
- ・ 今回のモデルに代わる新たなモデルを構築する場合には、相当の期間・稼動を要すること

から、従来どおり、複数年度の適用が適当と考えます。

また、適用期間内にユニバーサルサービス基金制度の見直し等により長期増分費用モデルの適用方法を見直す必要が生じた場合には、前回モデルにおける答申『適用期間は平成22年度までの3年間とすることが適当。ただし、適用期間内に新モデルが機能しなくなるおそれが明確な状況になった場合は、平成22年度を待たずに、接続料算定の在り方について検討を開始し、速やかに所要の制度整備を図ることが適当』と同様とすることで、適宜対応は可能となると考えます。

意見書

平成 22 年 8 月 30 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章		具体的内容
序章 沿革と環境 変化	2. 電気通信市場における環境変化	<p>現在は、PSTNからIP網への移行期にあり、PSTNとIPの二重設備を運用していることに起因するコスト増が発生していますが、国民経済的な観点からも、このコスト増を抑制するために移行期間は可能な限り短くし、PSTNからより効率的なIP網への移行を加速化すべきです。</p> <p>また、このような環境変化に応じて、PSTN 接続料の算定の在り方についても、現行の原則論に縛られることなく、柔軟な見直しを適時適切に行うべきと考えます。</p>
第1章 平成23年度 以降の接続 料算定方式	1. 改良モデルの評価	<p>改良モデルは、第四次モデルと比べて、より精緻化が図られたモデルであると考えます。しかしながら、今後 PSTNトラヒックの減少がさらに進展する可能性に鑑みれば、公正競争や消費者利便への影響が顕在化する恐れもあるため、今回の答申後速やかに、PSTN から IP 網への移行という環境変化を踏まえた新モデルの検討を開始すべきと考えます。</p>
	2. 現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱い	<p>長期増分費用方式(以下、「LRIC」という。)は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」という。)の非効率性排除及び接続料算定の透明性・公正性確保という観点から有用な算定方式です。</p> <p>よって、今後IP網への移行がさらに進展する環境においてもLRICの採用が適切であり、IP網をベースとした新たなLRICモデル(以下、「IPモデル」という。)を速やかに構築すべきと考えます。IPモデル適用開始時期については後述するとおり、市場環境の変化やモデル構築期間を考慮し、平成24年度とすべきと考えます。</p> <p>なお、平成23年度については、IP網への移行期における非効率性を排除するための暫定措置として、改良モデルの入力値にIP電話トラヒックを加える方式(以下、「PSTN定常」という。)を採用すべきと考えます。</p> <p>また、IP 網への移行期においては、不可避免的に発生する二重設備コスト以外にも過剰な残存設備やその保全費に係るコスト等が発生する可能性があると考えます。このような非効率性については、徹底して排除すべきであり、そのためには、欧州での動向[※]も参考にしつつ、NTT 東西殿のコスト回収を前提とした接続料算定方式からの脱却を図るためのプライシング議論も必要と考えます。</p> <p>※ 欧州においては、EC(European Commission)及び BEREC(Body of European Regulators for Electronic Communications)が移行に伴う二重費用(あるいは利用率の低下による余剰費用)は、効率的費用ではなく、事業者のイノベーションの促進や消費者利便のためにも接続料原価に含めるべきではない旨の指針を示しています。これに伴</p>

		<p>い、各国規制当局は自らイニシアティブを取り、事業者の IP 網への移行に係る追加コストの回収に拘泥しない、仮想的な効率的事業者のコストに基づく算定方式を採用する方向にあります。</p> <p><参考></p> <p>EC 「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT accompanying the COMMISSION RECOMMENDATION on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU EXPLANATORY NOTE」(2009/5/7)P7・P32 http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomms/doc/implementation_enforcement/eu_consultation_procedures/explanatory_note.pdf</p> <p>BEREC 「ERG Common Statement on Regulatory Principles of IP-IC/NGN Core – A work program towards a Common Position」(2008/10/16) P84 http://berec.europa.eu/doc/publications/erg_08_26_final_ngn_ip_ic_cs_081016.pdf</p>
第 2 章 NTS コストの 扱い	2. 平成 23 年度 以降の接続 料算定にお ける NTS コ ストの扱い	<p>NTS コストの取り扱いについては、平成 16 年 10 月 19 日付け情報通信審議会答申(以下、「平成 16 年答申」という。)において、すべての NTS コストを基本料の費用範囲の中で回収することが適当と整理されましたが、平成 19 年 9 月 20 日付け情報通信審議会答申において、ユニバーサルサービス制度の補填額について利用者負担を抑制する観点から「当分の間の措置」として、き線点 RT-GC 間伝送路コスト(以下、「当該コスト」という。)については接続料原価へ算入することとされました。</p> <p>平成 16 年答申の結論を踏まえれば、まずは、NTT 東西殿のコストを精査したうえで、基本料での当該コストの回収可能性を検証すべきであり、今後行われるユニバーサルサービス政策委員会においても、当該コストの取り扱いについては、基本料での回収を前提に議論し、結論を得るべきです。</p> <p>なお、これらの議論で結論が得られた場合、当該コストを接続料原価から即座に控除する旨を今回の答申に明記すべきと考えます。</p>
第 3 章 接続料算定 に用いる入 力値の扱い	2. 平成 23 年度 以降の接続 料算定に用 いる入力値 の扱い	<p>平成 23 年度の接続料算定方式に改良モデルを用いるに当たっては、前述のとおり、入力値として PSTN トラヒックに加え PSTN から移行した IP 電話トラヒック分も加えるべきと考えます。</p> <p>この PSTN 定常方式であれば、改良モデルの変更を要さず、入力値に応じてモデル上のコストも増減するため、移行期における非効率性を排除しつつ、需要に応じた適正な原価を算定することが可能と考えます。</p>

第4章 接続料における東西格差	2. 平成23年度以降の接続料における東西格差の扱い	<p>NTT東西殿は別の事業会社であり、ヤードスティック競争を進展させるためにも、その接続料は個別に設定されるべきと考えます。</p> <p>その結果として、競争原理が働きNTT東西殿双方において、サービスの一層の多様化や利用者料金の低廉化に繋がる等、消費者利便の向上にも資すると思えます。</p>
第5章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間		<p>IP電話の回線数が平成23年度末にはPSTNを上回り、その後、IP網への移行がさらに進展するとの予測があることに鑑み、PSTNをベースにしている改良モデルについては、平成24年度以降、市場の実態に則さないモデルとなる可能性があります。</p> <p>従って、まずは平成24年度以降の算定方式としてIPモデルを適用することを目指すべきであり、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、あくまでIPモデル適用開始までの期間、すなわち平成23年度の1年間に限定するのが適当と考えます。</p>
第6章 次期見直しに向けた課題	1. 接続料算定方式の見直しに向けた検討	<p>IPモデルについては、必ずしも最初から完璧なモデルを志向する必要はなく、例えば、改良モデルにおける算定ロジックの一部をそのまま活用する等、新たに検討すべき項目を絞り込むことで、約1年～1年半でのモデル構築が可能と考えます。今回の答申後直ちに検討を開始すれば遅くとも平成24年度内には算定方式として確定可能であるため、当該年度初めに遡及してIPモデルによる接続料を適用すべきと考えます。</p> <p>また、PSTN定常は新モデルの提案ではなく改良モデルの入力値に係る提案であり、平成23年度接続料から適用可能な方式です。次回の接続政策委員会においても議論の上、平成23年度接続料へのPSTN定常の適用について、今回の答申に検討すべき事項として記載していただきたいと考えます。</p>
	2. その他	<p>メタルから光への移行により、ドライカップ等のレガシー系サービス全般の需要も減少傾向に歯止めがかからず、その接続料は上昇を続けています。一方で、FTTH市場における公正競争環境も十分に整備されていないため、接続事業者はFTTHサービスへの移行もままならない状況です。</p> <p>このような状況においては、接続事業者の提供するレガシー系サービスの進展が望めないばかりか、市場退出のリスクが高まる等、健全な市場環境の形成が阻害される可能性が強く懸念されます。</p> <p>従って、PSTN接続料の抜本的見直しと並行してドライカップ等レガシー系サービスの接続料算定方法についても、接続料原価における未利用芯線や需要におけるFTTHへ移行した回線の扱い等に関し、抜本的な改善策を講じることが必要と考えます。</p>

以上

意見書

平成 22 年 8 月 30 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 23 年度以降の算定の在り方」答申(案)について、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。

【総論】

この度、最新の実態を反映すると共に、一層のコスト削減が図られる長期増分費用モデルの改修を実施されたことについて、尽力されたモデル研究会構成員のご検討に深く感謝申し上げます。

しかしながら、今回のモデル見直しについては、あくまで従前の算定方式をベースに実施されたものであり、PSTN から光へのマイグレーションが顕在化していることから、以下の観点での算定方式見直しの速やかな検討が必要と考えます。

・長期増分費用方式導入の意義に則った見直し

本答申案においては、PSTN 技術に立脚した長期増分費用方式を継続することとなりましたが、PSTN から IP への通信技術の移行を鑑みると PSTN のみに依る算定では、長期増分費用方式の意義をいずれ達成できなくなるものと考えます。現行の方式を前提に、平成 23 年度以降も接続料金水準の上昇が予測されている以上、「ネットワークコストを現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を採用し、非効率性を排除する」という長期増分費用方式の導入の意義に立ち返った見直しが必要と考えます。

・PSTN から IP（メタルから光）へのマイグレーション期における利用者利便性の確保

NTT 東西殿から具体的な計画が示されない場合など、接続料金が、ユニバーサルサービスと位置付けられている加入電話の料金水準に影響するレベルに達した（もしくは見込まれる）場合は、利用者利益を確保する観点から直ちに見直しをすることが必要と考えます。

以下、弊社意見を申し述べます。

章		具体的内容
第4章 接続料における 東西格差	1. 経緯と現状	-
	2. 平成23年度以降 の接続料における 東西格差の扱い	長期増分費用方式による接続料金について、ユニバーサルサービスである加入電話等の料金水準に対する社会的要請を鑑みれば、NTT 東西殿で均一の接続料を設定することは、当面の間やむを得ないものと考えます。
第5章 改良モデルを用いた算定方式 の適用期間		「光の道」構想の議論がなされていること等をふまえ、適用期間を通例より短い2年間とされたことは適当と考えますが、NTT 東西殿のマイグレーション計画が具体的に示されない場合を勘案して、接続料金が利用者料金に影響するレベルまで達した（もしくは見込まれる）段階においては、改良モデル適用期間内であっても見直しを実施することが必要と考えます。
第6章 次期見直 に向けた課題	1. 接続料算定方式 の見直しに向けた 検討	<p>PSTN のみに立脚した算定の在り方については、見直しが必要であると考えます。</p> <p>長期増分費用方式を導入した意義は、ネットワークコストを現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術で利用する方法で算定することにあります。他方、通信事業者・通信機器ベンダーともに採用技術、技術開発を PSTN から IP にシフトさせており、PSTN による効率的な設備や技術の開発が今後期待できないこと、また保守料金の上昇等も経年で織り込まねばなることから、今後 PSTN に係るコスト低廉化は、償却期間の延長など限られた方法でしか実現できなくなると考えます。</p> <p>このようなことを鑑みると、算定方式による結果を主な判断基準とすることなく長期増分費用方式を導入した意義に立ち返り、非効率性を排除した接続料を設定し利用者利便に資する観点の見直しが必要と考えます。</p> <p>したがって、KDDI 殿やソフトバンク殿が提示された新たな算定方式は、IP 化もふまえた接続料算定の在り方の議論の端緒として検討に値するものと考えます。</p>

	2. その他	<p>「PSTNから IP 網への移行が進展するなどの環境変化は、長期増分費用方式に基づく接続料の他、ドライカップ接続料等のレガシー系接続料に対しても大きな影響を及ぼすことになる。」という報告書案の記載は、正に現状を反映したものと考えます。</p> <p>特にドライカップ接続料については既に上昇基調にあり、平成22年度ではNTT東日本殿で1,394円・NTT 西日本殿で1,391円に達しており今後の上昇傾向を鑑みると、競争事業者の利用者料金に影響を与える可能性が高いレベルまできています。このような状況の一方で、光ファイバ接続料も高止まりしていることで、事業者間による競争が活性化せず、結果的にブロードバンド利用者全体に不利益が生じることにつながってしまいかねません。</p> <p>本報告書案においては、平成22年2月22日付け情報通信審議会答申をふまえ、レガシー系接続料の算定の在り方については、<u>必要に応じ引き続き検討</u>と書かれているところですが、利用者の不利益等市場に対する影響を考えると、接続料抑制に向けた抜本的な接続料算定の見直しを<u>直ち</u>に行う必要があると考えます。</p>
--	--------	--

以上

意見書

平成 22 年 8 月 30 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 102-0074

(ふりがな) とうきょうとちよだくくだんみなみ ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目 3 番 1 号

(ふりがな) ふゅーじょん こみゆにけーしょんず かぶしきがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく あいき たかひと

代表取締役社長 相木 孝仁

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申(案)につき意見募集の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。

下記のとおり弊社意見を提出させていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

(1) 総論

現在の通信市場は、PSTN（加入電話・ISDN）市場(平成 21 年度末 4,334 万加入、前年比▲8%)から光 IP 電話市場(平成 21 年度末 1,446 万加入、前年比+30%)への移行期にあり、平成 23 年度末には、PSTN の回線数を上回る可能性が示されています※1。

※1:「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務制度の在り方について(平成 22 年 7 月 27 日付け諮問 1213 号)」より参照

両者の接続料金の現状として、PSTN の接続料金は、トラヒックの減少及び NTS コストの一部負担等により上昇が推計され、光 IP 電話の接続料金はトラヒックの増加により下降傾向（平成 21 年度から 22 年度実績より）にあります。

中継電話事業者は、発信網と着信網の両端で接続料金を負担しています。着信網は端末種別によって PSTN または光 IP 電話の接続料金のいずれかが適用されますが、発信網は PSTN の接続料金のみ適用されます。このため、PSTN の接続料金が上昇した場合、発信網に他の選択肢がない中継電話事業者にとってその負担は特に過大なものとなります。一方、NGN を発信側で利用できないなど IP 電話市場のオープン化が未整備であるといった現実も存在します。

報告書案の下表「GC 接続料水準(推計値)」が適用された場合、「利用者料金（通信料金）に占める接続料金の比率（=AC 率）」を平成 21 年度の弊社通信量にて試算しますと、平成 21 年度：53.6%から、平成 23 年度：56.3%(平成 21 年度比+2.7pt)、更に平成 24 年度：59.1%(同+5.5pt)と大幅に上昇します※2。この試算結果は、平成 24 年度の接続料負担の総額が平成 21 年度より約 10%増加することも示し、中継電話事業者の経営に与える影響は特に深刻なものであることを表しています。

※2: AC 率は、年度毎に推計した IP 電話シェアの上昇ならびに携帯接続料水準の低減傾向を反映し、試算したものの。

PSTN 接続料の上昇によって、中小規模の電気通信事業者の撤退等となり、または利用者の利便性が損なわれる可能性がありますので、「光の道」構想の審議状況や NTT 東西殿の概括的展望など諸検討条件が整っていない状況ではありますが、市場移行期に適した新接続料算定方式を速やかに検討すべきと考えます。

(2) NTS コストの扱い

「き線点 RT-GC 間伝送路コストの扱い」については、ユニバーサルサービス制度における利用者負担の軽減の観点から接続料原価に算入され、同制度と接続料算定方式は補対の関係になりました。その結果、下表のとおり同コストは GC 接続料原価全体の約 20%を占め、接続料上昇の大きな要因となっています。

今後のユニバーサルサービス制度の見直しにおいては、「き線点 RT-GC 間伝送路コストの扱い」

の早期なる結論と接続料算定方式への反映が速やかに実施すべきと考えます。

(3) 改良モデルを用いた算定方式の適用期間

報告書(案)は、制度安定性の観点から算定方法の頻繁な変更は必ずしも好ましくなく、また新算定方式への十分な検討期間を考慮して適用期間1年間は適当ではないとのことですが、市場移行期においては制度の維持が、変化の激しい市場環境との乖離を拡大することにもなりかねません。

平成23年度の接続料は、平成22年度と同水準ですが、平成24年度以降は大幅な値上げが推計されています。これを回避するためにも適用期間を1年間とすべきです。

尚、新算定方式の検討期間が適用期間を超過したとしても、新算定方式を確定次第、同方式による接続料を遡及精算するなどの手段も考えられます。

表：GC 接続料水準(推計値)

(単位：円/3分)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①接続料原価算入(100%)	5.1~5.3	5.4~6.0	5.8~6.8
平成22年度比	-2~+2%	+4~+15%	+11~+31%
②接続料原価不算入(0%)	4.1~4.3	4.4~4.8	4.7~5.4
接続料金に含まれるユニバ -ルサ-ビス相当分 (②-①)	1.0	1.0~1.2	1.1~1.4

①接続料へのき線点 RT-GC 間伝送路コストの算入が100%である場合。

②接続料へのき線点 RT-GC 間伝送路コストの算入が0%である場合。

以上